（事業主の方へ）

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な
45歳未満の求職者を試行的に雇用する事業主の皆さまを支援します

「若年者等トライアル雇用」のご案内

「若年者等トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な特定の求職者を、原則3カ月間試行雇用することによって、その適性や能力を見極め、正規雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

そのため、**トライアル雇用求人に対しては**、対象者の中でも、**「制度の活用による就職支援が特に必要」とハローワーク所長が判断した人を紹介しています。**

平成24年4月6日からは、対象年齢を45歳未満に広げ（これまでは40歳未満）、いわゆる就職氷河期にキャリア形成機会に恵まれなかった人に対しても、この制度による支援を行います。事業主の皆さまには積極的な求人をお願いします。

「若年者等トライアル雇用」の対象者は？

トライアル雇用開始時に**45歳未満**で、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、ハローワーク所長がトライアル雇用が適当であると認めた人が対象となります。

① 学校卒業後未就職など、職業経験のない人

② 職業経験が浅く、かつ、これまでに経験のない職種または業務で長期的に安定した就業を希望する人

過去5年間に、同一事業主の下で3年以上連続した雇用保険被保険者期間がなく、かつ、これまでの職業経験などでは希望する仕事に対応できないと判断された場合に対象となります。

③ 過去の相当期間、失業している人

直近で1年を超えて就業（正社員以外の就業形態含む）していない場合に対象となります。

奨励金の支給額は？

事前に、トライアル雇用求人をハローワークに提出し、ハローワークの紹介により、対象者を雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、対象者1人当たり、月額最大4万円の奨励金（最大12万円）を受けることができます。

ご注意！

◆トライアル雇用については、求人数を超えたトライアル対象者の紹介は行いません。また、求人数を超えたトライアル雇用の実施もできません。

◆ハローワーク紹介時点において、在職で求職中の人については、トライアル雇用の対象となりません。

◆トライアル雇用求人については、書類選考ではなく、面接選考を実施してください。

◆トライアル雇用開始者の総数が予算の上限に達し次第、トライアル雇用による紹介は行えません。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL240313岐阜局11

トライアル雇用制度のイメージは？

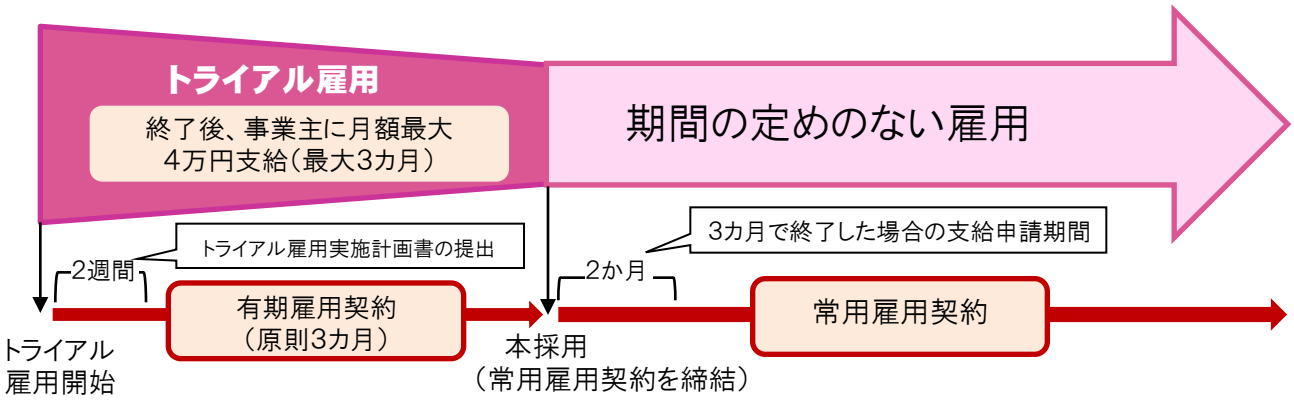

※トライアル雇用開始日から2週間以内に対象者を紹介したハローワークに実施計画書を提出してください。

※奨励金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、事業所を管轄するハローワークに支給申請書を提出する必要があります。申請期限を1日でも過ぎると受給できなくなりますので、ご注意ください。

※トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も繰り上がりますので、速やかに紹介を受けたハローワークへご連絡ください。

支給対象事業主の要件は？

受給できる事業主は、下表の1から12までのすべてに該当する事業主です。

	要件	一定期間･年度とは	備考
1	ハローワーク･地方運輸局から紹介を受ける前に対象者を雇用する約束をしていないこと	―	
2	雇用保険の適用事業主であること	―	
3	一定期間、事業主の都合で雇用保険被保険者を解雇等していないこと	トライアル雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日からトライアル雇用終了日までの間	短期雇用特例被保険者･日雇労働被保険者を除く
4	一定期間、特定受給資格者となる離職者が、3人を超え、かつトライアル雇用開始日の被保険者数の6％を超えて、出ていないこと	トライアル雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日からトライアル雇用終了日までの間	短期雇用特例被保険者･日雇労働被保険者を除く
5	トライアル雇用前の一定期間に、対象者を雇用したことがないこと	トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間	
6	一定期間に対象者を雇用していた事業主と、資本や経済的･組織的関連がないこと	トライアル雇用開始日の前日から起算して1年前の日からトライアル雇用開始日の前日までの間	関連があると、新規雇用と認められません
7	一定年度に労働保険料の未納がないこと	奨励金支給年度の前々年度より前のいずれかの保険年度	
8	一定期間、他の奨励金などを不正受給していないこと	トライアル雇用開始日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定を行う日までの間	
9	対象者の出勤状況や賃金の支払い状況を明らかにする書類を整備･保管していること	―	出勤簿、賃金台帳など
10	トライアル雇用期間中、対象者の賃金を支払い期日までに支払っていること	―	
11	労働関連法令を順守し、適正な雇用管理を行っていると認められること	―	
12	対象者の労働条件に関して不利益や違法行為がないこと	―	対象者から求人条件と異なることについて申し出があった事業主でないこと

※　奨励金の支給には、この他にも要件があります。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク